

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和3年9月16日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2100452 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2100011 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 9 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日に訂正し、同年 3 月の標準報酬月額を 20 万円とすることが必要である。

平成 9 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 9 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 9 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A 事業所から B 事業所に転勤という形で異動となった際の厚生年金保険の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の雇用保険の被保険者記録、A 事業所の回答及び同社から提出された出勤簿等の資料により、請求者は、請求期間において同事業所に継続して勤務し（平成 9 年 4 月 1 日に A 事業所から B 事業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 事業所に係る平成 9 年 2 月の厚生年金保険の記録から、20 万円とすることが妥当である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているものの、事業主が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失年月日が平成 9 年 3 月 31 日となっており、事業主は請求者の同被保険者資格喪失届を誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について

納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2100481 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2100012 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 B 工場（現在は、C 社 B 事業所）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 33 年 1 月 13 日から同年 4 月 13 日まで

私は、昭和 31 年 8 月 28 日から平成 9 年 4 月 30 日まで C 社に継続して勤務したが、請求期間に係る厚生年金保険の記録が無い。請求期間は一時帰休を命じられ、自宅で待機していた期間であり、身分は保障されていたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

C 社 B 事業所から提出された請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届及び同取得届には、喪失年月日は昭和 33 年 1 月 13 日、取得年月日は同年 4 月 13 日と記載されていることが確認できる上、日本年金機構が管理する A 社 B 工場に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、請求者は、被保険者資格を昭和 33 年 1 月 13 日に一旦喪失した後、同年 4 月 13 日に再取得していることが確認でき、これらの記録は、オンライン記録と一致している。

また、雇用保険の被保険者記録によると、請求者は C 社において昭和 33 年 4 月 13 日に被保険者資格を取得しており、請求期間の加入記録は確認できない。

さらに、請求者は、請求期間当時、一時帰休を命じられ、自宅で待機していたところ、C 社 B 事業所から提出された「C 社の歩み」及び「D 労働組合史」によると、請求期間は工場の操業短縮のため、優先採用条件付解雇（再雇用することを条件として一時解雇をすることとし、帰休者は失業者として規定どおりの失業保険金を受け取る上、会社側から予告手当 1 か月分が支給される。）により A 社 B 工場で 470 人（男性 237 人、女性 233 人）に一時帰休が実施されたことが確認できる。

加えて、C 社 B 事業所は、「一時帰休期間中は、該当の従業員に給与は支給していなかったと思われる。請求者の請求期間に係る厚生年金保険料は控除していない。」旨

を回答している。

その上、A社B工場において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、請求期間が請求者と同様の記録となっている者に照会したところ、回答のあった11名のうち9名が「請求期間に一時帰休又は一時離職をした。」と回答しており、「一時帰休中は、給与は支給されていないかった。」と回答した6名のうち、3名が「失業保険を受給した。」旨を回答している上、そのうち1名は「厚生年金保険料は控除されていないかった。」と回答している。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。